

令和5年度第4回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)11月24日(金) 13:30 ~ 16:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号、112号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 中央新幹線南木曾町内発生土置き場(尾越)及び南木曾町内発生土仮置き場(尾越)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について

(2) 中央新幹線に係る令和4年度における環境調査の結果等について

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

北 原 曜

陸 齊

佐々木 邦 博

鈴 木 啓 助 (委員長)

高 木 直 樹

富 樫 均 (委員長職務代理者(副))

中 村 雅 彦

宮 原 裕 一

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

井田 秀行、江田 慧子、野見山 哲生、森川 多津子

6 その他

大窪委員、陸委員、佐々木委員、中村委員及び宮原委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局
伊東
(県環境政策課)

ただいまから、令和5年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。
報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告いたします。井田委員、江田委員、野見山委員、森川委員からは都合により欠席する旨の御連絡を頂いています。また、大窪委員からは都合により14時30分ごろで途中退席される旨のご連絡を頂いています。

現在ウェブ会議システムを利用してご参加されているのは、大窪委員、陸委員、佐々木委員、中村委員、宮原委員の5名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しています。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいていますので、委員会が成立していることをご報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

また、ウェブ参加の皆様で、ご発言いただく時以外は音声をミュートにさせていただきようご協力をお願いいたします。なお、音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、ご発言いただくか事務局までチャットでお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっていますので、鈴木委員長、議事の進行をお願いします。

鈴木委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の会議予定及び資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局
中島
(県環境政策課)

事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)として中央新幹線南木曾町内発生土置き場(尾越)及び南木曾町内発生土仮置き場(尾越)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について、それから議事(2)として、中央新幹線に係る令和4年度における環境調査の結果等についての審議をお願いします。いずれもリニア関連の事業であり、それぞれ、事業者から説明いただいた後にご審議いただきます。

本日の審議事項は以上の2項目であり、できれば休憩を挟みまして、概ね16時30分を目途に会議を終了いただきたいと存じます。

次に本日の会議資料です。次第に記載のとおりで、このうち資料1-1から資料1-4、資料2-1と資料2-2が県に提出された計画書等になります。資料1と資料2がそれらの概要をまとめたもので、本日はこの資料1と資料2を中心に事業者から説明がなされる予定です。

会場の委員のお手元には緑色のファイルに資料1から資料1-4を、灰色のファイルに資料2から資料2-3と参考資料を綴じてお配りしています。議事(2)に関する資料については、後ほど補足させていただきます。

オンライン参加の皆様は以前送付した電子データを、それぞれ適宜ご参照ください。なお、資料1-3、資料1-4、資料2-2には希少種の生息確認場所などの非公開情報が含まれていますので、取扱いにご注意願います。

最後に本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の個別生息生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議

を非公開としてご検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思っております。非公開審議の必要性は、委員及び委員長判断により御指示頂くようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆さまには御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

それでは、議事（１）ですが、「中央新幹線南木曾町内発生土置き場（尾越）及び南木曾町内発生土仮置き場（尾越）における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について」、これにつきまして、事業者から説明をお願いいたします。

事業者

事業者JR東海の中野と申します。よろしくお願いたします。

中野

それでは、緑色のファイルの資料１を中心に、資料1-1、1から1-4までですが、南木曾町内発生土置き場（尾越）及び発生土置き場の仮置き場（尾越）の影響検討と環境保全の説明をさせていただきます。

（JR東海）

スライドの１枚目、リニアの写真が載っているページを御覧ください。

こちらは資料の中の、こちらは影響検討と環境保全と２つの御説明をさせていただく関係と、あと発生土置き場と発生土仮置き場という２つの場所を御説明させていただく関係で、特に置き場と仮置き場について分かりやすくするために、本資料に限りまして置き場を赤色、仮置き場を青色とさせて示させていただいておりますので、御審議される際の確認として御確認ください。

それでは２枚目のスライドにまいります。２枚目のスライド、全体概要です。以降、スライドの右下のほうにスライドのページ番号を振っていきまして、各御説明の際にページ番号を申し上げます。

こちらのスライドは、発生土置き場に関する箇所全体の概要についてお示ししています。地図は左が名古屋方、右が品川方となっています。中央アルプストンネル、全長23.3kmですが、そのうち今回の発生土に関係する工事といたしましては、こちらのほうで赤色に示しています尾越工区という場所になります。

続きまして、次のページの３ページ目、工事位置というスライドです。こちらは工事位置といたしまして、置き場と尾越工区の位置関係を少し拡大した図として示させていただいております。発生土置き場及び仮置き場につきましては、どちらも南木曾町内の尾越工区の工事施工ヤード付近です。こちら赤いほうが発生土置き場（尾越）の計画地、青いほうが発生土仮置き場の計画地となっています。

続きまして４ページ目です。それではまず①といたしまして、環境の調査及び影響検討の結果について御説明をさせていただきます。

次のページ５ページ目、影響検討の目次です。本影響検討の構成は、本編、資料編及び資料編の非公開版の３つで構成されています。なお本編は、第１章から第７章までの７章構成となっています。なお、以降、一番下の※印に記載させていただいておりますとおり、右下のスライド番号に加えて、スライドの右上に囲った文字で、影響検討の当該の本編のページ番号を記載しています。併せて御確認いただければと思います。

続きまして６ページ目です。こちらは本書の概要ということで、第１章の関係の御説明です。本書の環境影響評価に対する位置づけにつきまして記載しているところです。具体的には、２ポツ目の発生土置き場等を弊社が新たに計画する場合の環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施した結果を取りまとめたものが、今回御説明する影響検討の資料の位置づけとなります。

続きまして７ページ目です。航空写真と地図が載っているところの、工事位置及び工事前の状況というところです。工事概要として示しているものですが、発生土置き

場と発生土仮置き場の地図の航空写真を示しています。発生土置き場は既存の工場の跡地、仮置き場は同じくドライブインの跡地として、どちらも既に改変された場所の跡地を活用させていただくということになります。

続きまして8ページ目です。赤文字で示しております発生土置き場(尾越)の工事の概要となります。発生土置き場(尾越)は面積が約14,000㎡、容量は約90,000㎡という計画で進めています。

次に、計画の平面図です。濃い色の範囲は、盛土の傾斜部。一方、薄い色の範囲は平坦部を示しております。また灰色としてある部分は管理用の通路、水色は新設する排水側溝、また濃い青色は既存の現況の水路です。

次に、下側のA-A断面と書いています計画断面図のほうを御説明させていただきます。こちらは計画平面図でA-Aと書いてある黒いところがありますが、そちらの断面で切った図面になります。盛土の高さは一番低いところから高いところまでで約20mになっていまして、高さは5mごとに小段を設けます。なお、小段は幅が約6mで考えています。

続いて右側のフロー図、施工手順です。こちらはフロー図のとおり、大きく分けて3段階に分かれています。段階は(1)の準備工、(2)の盛土工等、最後に(3)の植生工となっています。

続きまして9ページです。こちらは、青色の仮置き場(尾越)の関係、ドライブインの跡地につくるものの工事の概要になります。この仮置き場は、通常の土を仮置きする場合と区分土を仮置きする場合の2通りを想定していまして、あらかじめ区分土が仮置きできるように、施工前に断面図に示すように、アスファルトの舗装等を整備した上で、通常の土または発生した場合には区分土を仮置きする計画です。なお、通常の仮置きの場合と区分土を搬入した場合で、面積や容量が異なってまいります。通常の仮置きの場合は、面積が約4,500㎡、容量が約26,000㎡高さ約10mとする一方で、区分土を搬入した場合には少し小さくなりまして、面積が約4,000㎡、容量が約14,000㎡、高さが約5mとなっています。

続きまして10枚目のスライドにまいります。こちらは、仮置き場の区分土を搬入して仮置きした場合の排水対策の詳細について説明するスライドです。雨水等と区分土内の浸潤水に分けて御説明させていただきます。

まず雨水等につきましては、断面のポンチ絵の水色の矢印で示すように、遮水シートによって区分土への雨水の浸潤を防ぎまして、分離して雨水として排水する計画です。一方、区分土内に浸潤した浸潤水につきましては、ポンチ絵のオレンジ色の矢印で示すように、アスファルト舗装等や、ないしは有孔管を通して集水ピットへ集めます。なお、アスファルト舗装等については、右側の黒枠で囲った※1、アスファルト舗装等の構成図に示すように、アスファルトの下の路盤の下に遮水シートを入れまして、地表面への浸潤を防ぐ計画です。また、近辺には観測井を設置しまして、工事前・工事中・工事後に自然由来の重金属等の測定を行います。

続いて、下の施工手順について御説明します。下側のフロー図に記載しているとおりですが、通常の仮置きか区分土の仮置きかで少し内容が異なってまいります。大まかな流れといたしましては(1)の準備工、(2)の盛土工等、(3)区分土の場合には(3)の搬出がついてまいります。(2)につきまして、通常の仮置きを行っている途中で、区分土の仮置きが必要になった場合には、通常の土を置き場の尾越などへ搬出してから区分土の仮置き場として盛土を行う計画です。

続きまして11ページ目です。こちらは工事工程になります。これは置き場と仮置き場のそれぞれの工事工程を示しています。置き場につきましては、来年度初から着手する予定です。一方、仮置き場は今年度の第4四半期から着手する予定です。

続きまして12ページ目になります。こちらは置き場及び仮置き場に係る工事車両の運行計画についての説明スライドとなります。左の地図につきまして、工事車両の運行計画を示しています。工事施工ヤードから置き場及び仮置き場までは、ヤード

から町道起線と、あと仮置き場は町道に加えて一部国道の256号線を通ります。町道起線を通る最大の車両台数は、往復のカウントで1日当たり750台という計画になっています。また右のグラフにて、年度ごとの運行の計画台数を示しています。こちらに750台という記載です。なお、この750台は、資機材の運搬車両と発生土の運搬車両に分けられる合計でして、グラフ上の青いところが資機材の運搬車両、オレンジのところが発生土の運搬車両となっています。

続きまして13ページ目です。第3章の調査及び影響検討の手法についてのスライドになります。こちら白い丸に線が引いてあるもの等々ありますが、まず白い丸及び黒い丸が環境影響の検討を実施した項目になります。なお、影響要因は4種類ありまして、1つ目、建設機械の稼働、2つ目、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、3つ目に発生土置き場の設置及び存在、4つ目に発生土仮置き場の設置となっています。なお、丸に取消し線がついている項目につきましては、既に改変された範囲であったり、ないしは保全対象が存在しなかったりしたことの理由によりまして非選定としているものです。

続きまして14ページ目です。こちらは建設機械の稼働に伴う大気質のうち、二酸化窒素と浮遊粒子状物質に関する検討結果です。基準または目標値と照合いたしました。本項目につきましては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とも基準等に適合していることを確認いたしました。

続きまして15ページ目です。これらの環境保全措置といたしましては、本ページに示す5つの項目を実施してまいります。

続きまして16ページ目になります。こちらは建設機械の稼働に伴う大気質のうち、降下ばいじん量に関する検討結果のスライドとなっています。こちらも影響検討の結果、基準等に適合していることを確認しています。また、これらの項目に関する環境保全措置につきましては、本ページに示す2項目を実施いたします。

続きまして17ページ目です。こちらでもまた建設機械の稼働ですが、騒音・振動の関係の検討結果です。こちらも検討結果と基準または目標値と照らし合わせまして、検討結果が基準等に適合していることを確認いたしました。また、環境保全措置は本ページに示す5項目を実施してまいります。

続きまして18ページ目です。こちらは水質の関係になります。以降、水の濁り、水の汚れ等が続きます。水質のうち、水の濁りに関する検討ですが、まず濁りにつきましては、定性的な検討といたしました。沈砂設備によりまして、適切に処理して公共用水域へ放流することから、水の濁りに関する公共用水域への影響というものは小さいと考えています。なお、環境保全措置につきましては、本ページに示す3項目を実施してまいります。

続きまして19ページ目、水の汚れの関係です。水の汚れの検討は、区分土を仮置きする仮置き場を対象といたしまして検討を行っています。こちら汚れにつきましても定性的に検討いたしました。汚れの原因となる排水は、排水基準を踏まえて適切に処理をして公共用水域に放流することから、公共用水域への影響は小さいものと考えています。環境保全措置は、こちら下部のほうに示します3項目を実施いたします。

続きまして20ページ目です。こちらは重要な地形及び地質の検討結果です。事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響につきまして、こちらでも定性的に検討しています。置き場及び仮置き場につきましては、重要な地形及び地質を回避して設置しているため、影響は回避されていると考えているところです。

続きまして21ページ目、土地の安定性の関係になります。置き場につきましては、解析により定量的に検討いたしました。なお、解析自体は道路土工の指針等に基づいて計算をしています。計算の結果、常時及び地震時の安定計算を行っていますが、その結果、安定性が確保できることを確認いたしました。計算された安全率につきましては、許容安全率を上回って土地の安定性は確保できるものという認識でいます。これが置き場の関係です。

続きまして22ページ目、こちらは仮置き場の土地の安定性になります。仮置き場については、こちらは定性的に検討をしています。通常の場合も区分土を搬入した場合も、法面の勾配を「道路土工 盛土工指針」に示す基準に従いまして、1対1.8から1対2.0とすることによりまして土地の安定性が確保されるものと考えております。

続きまして23ページ目です。こちらは、土地の安定性の検討結果につきましてまとめたものになりまして、発生土置き場及び仮置き場について、定量的または定性的に安定性が確保できることを確認いたしています。環境保全措置につきましては、本ページに示す3項目を実施してまいります。

続きまして24ページ目の土壤汚染の関係です。水の汚れの検討につきまして、区分土を仮置きする仮置き場を対象として定性的に検討いたしました。特に、排水による汚染や仮置き場からの地下水への浸透が土壤汚染として考えられますが、排水の適切な区分と管理を行うため、土壤汚染は発生しないと考えています。なお、環境保全措置は本スライドに示す3項目です。

続きまして25ページ目、文化財についてです。こちらでも定性的に検討いたしました。この置き場(尾越)及び仮置き場(尾越)の計画地に文化財が存在していないことを確認していただき、文化財に係る環境影響の回避が図られていると考えています。

続きまして26ページ目です。動物についてです。当該の箇所は、どちらも既に改変された土地、置き場は工場の跡地、仮置き場はドライブインの跡地で改変された土地ですが、置き場及び仮置き場の設置に伴いまして、排水を蘭川に放流するため、魚類及び底生動物について、生息地への影響の程度について検討いたしました。排水については、必要に応じて沈砂設備等を設置しまして適切に処理を行うことから、生息環境への影響は回避または低減されていると考えています。なお、環境保全措置につきましては、この26ページ目に示します2つの項目を考えています。

続きまして27ページ目、温室効果ガスです。温室効果ガスの検討結果ですが、温室効果ガスの排出量を定量的に検討いたしまして削減への取組を勘案して、最終的には定性的に検討いたしました。スライドに示します環境保全措置が5つありますが、これらを実施することで、この検討結果でもさらに低減が図られるものと考えています。

以上が、影響検討についての御説明となります。

続きまして28ページ目となります。②といたしまして、こちらは環境保全についてになります。資料といたしましては、引き続き、この資料1と、あと資料1-4が本編になっています。

29ページ目です。構成は本編のみで5章の構成となっています。なお、※印に示しましたとおり、第2章は先ほど御説明しました影響検討と同様の内容のため説明は省略し、1・3・4・5と説明させていただく形になります。なお、ページ番号のほうも、資料からこれに反転させていますので、併せて御確認ください。

それでは30ページ目です。30ページ目は環境保全についての概要になります。発生土置き場(尾越)及び仮置き場(尾越)について、環境影響評価書及び、先ほど御説明しました影響検討の結果に基づいて、環境保全措置及びモニタリングなどの環境保全に係る具体的な計画などをまとめたものという趣旨のところを記載しています。こちらが第1章の本書の概要になります。

続きまして31ページ目、第2章は先ほど申しましたとおり、重複のため割愛させていただきますまして第3章となります。こちらは、環境保全措置の計画についてです。

まず、環境保全措置の検討方法について、お示ししています。工事の詳細な計画に当たりまして、既に改変された土地を利用するように計画したというところが、まず検討の第一段階としてです。その上で、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即して検討いたしました。また、重要な種の生息地の回避検討につきまして、蘭川において魚類・底生動物の重要な種の生息地が存在していますが、いずれの種におきましても、確認された地点は直接改変する範囲ではないことという

ことと、あと同質の生息環境が広く分布しており、また工事排水も適切に処理していくことから生活環境は確保されると考えています。

続きまして32ページ目です。ここからは、実施する環境保全措置のうち、代表的なものについて具体的な内容を説明させていただきます。

まず、大気環境及び水環境の環境保全措置についてとなります。大気環境については、排出ガス対策型や低騒音型建設機械を採用して施工してまいります。また、水環境につきましても、まず置き場の排水は沈砂設備を経由して蘭川へ放流する計画としています。

続きまして33ページ目です。こちらは続きまして、仮置き場の水環境の環境保全措置についての御説明となります。仮置き場に区分土を搬入する場につきましても、先ほどの影響検討でも説明させていただいたように、遮水シートで雨水の流入を防いでまいります。また、区分土内の浸潤水等の排出につきましても、集水ピットに集めまして自然由来の重金属の濃度を確認し、排水基準値を超える浸潤水は産業廃棄物として適切に処分いたしまして公共用水域には流しません。

続きまして34ページ目です。先ほどの影響検討で出てきたやつとよく似ていますが、改めてになりますが、上側の図につきましても、遮水シート及びアスファルト舗装等による環境保全措置の説明図ですが、影響検討のため、こちらの説明は省略させていただきます。また、下のフロー図を示していますが、前スライドで申し上げました自然由来の重金属等の濃度の確認などの排水処理のフローを示しているところです。改めてになりますが、まずピットに集水いたしまして、次に重金属等の濃度試験を行い排水基準への適合基準の状況を確認をします。排水基準に適合しない場合には、公共用水域へ流さず産業廃棄物として処理いたします。各排水基準に適合する場合には、さらにpH及び浮遊物質量の試験を行いまして、試験に適合した場合には公共用水域へ放流いたします。一方、適合しない場合につきましても、この水をトンネル掘削の尾越ヤードのほうへタンク車等で運搬しまして、濁水処理をして、ヤードには濁水処理設備がありますので、濁水処理をいたしまして排水基準に適合した排水としてから公共用水域に放流いたします。

続きまして35ページ目です。こちらは土壌環境、動物、環境への負荷についての項目です。まず土壌環境につきましても、置き場では現状地盤と盛土材との密着を確実にするための段切り工などによりまして土地の安定性と確保を図ってまいります。一方、仮置き場につきましても、特に区分土を置いた場合におきまして、底面にアスファルト工を施工する等により、区分土の飛散や雨水による自然由来の重金属等の流出及び地下水浸透を防止する計画です。また、動物につきましても、濁水等を処理するため、沈砂設備等を設置し適切に処理した上で公共用水域へ排水してまいります。また環境への負荷につきましても、低炭素型建設機械の採用や、点検整備による性能維持により影響を低減させてまいります。

続きまして36ページ目です。こちらはモニタリングについての一覧表となります。少々細かくて申し訳ございませんが、調査報告、調査地点、調査時期及び頻度について示してまして、本表のとおりで実施していく予定です。なお調査地点につきましても、次のスライドで示しますので、次の37ページ目を御覧ください。

続きまして37ページ目です。こちらはモニタリング等の地点です。まずピンクの丸につきましても、地下水の水質のモニタリング位置として観測井を設けてモニタリングを行います。また、赤枠、白抜き星印につきましても、建設機械の稼働に係る大気質、騒音、振動のモニタリング位置となっています。また、ピンクの今度は三角形ですが、こちらは蘭川のところにありますが、河川水の水質のモニタリング位置を示しています。最後に括弧書きの水色の四角につきましても、工事管理の一環として実施する測定で沈砂設備等による測定でして、前スライドの表のところ、細かくて申し訳ございませんが※2というところがありますが、そちらに該当するところとして括弧書きとさせていただきます。

続きまして38ページ目です。発生土置き場の管理計画というところですが、次のページより管理計画につきまして御説明を進めてまいります。

39ページ目です。発生土置き場(尾越)の管理計画といたしまして、発生土の搬入計画については、基準等に適合する土のみを搬入しまして、区分土は、この発生土置き場の尾越には搬入いたしません。その上で計画上の配慮事項につきましてはスライドのとおりで、排水計画、盛土計画、法面管理計画ということで、流入水の処理だとか地下水の処理だとか、ないしは盛土計画ですと安定性で円弧すべりの検討を実施しましたとか、あと、法面の管理計画につきましては勾配を1対2.0にするだとか、小段を設けますだとか、法面保護をいたしますとかいうところを配慮事項として記載しています。

続きまして40ページ目です。管理計画の続きでして、こちらは造成中の配慮事項として記載しています。特に試験施工といたしまして試験盛土を行うほか、事前処理工として段取り工を実施いたしましたり、当然のことですが敷均し締固め、施工中の排水、排水設備、ないしは排水の監視を行っていくということが造成中の配慮事項となります。

続きまして41ページ目です。こちらは発生土置き場(尾越)は当社が管理する置き場となりますので、造成中及び、あと特に工事完了後の管理計画を説明いたします。造成中の異常時対応につきましては、大雨と地震でカテゴリ分けをしまして、それぞれ記載のレベル、大雨ですと1時間の降水量が30ml以上で巡回点検等、また地震の場合は震度4以上で巡回点検等を実施していくというところを示しています。また、工事完了後の管理計画といたしましては、点検・保守項目といたしまして、こちらに記載している4項目、また観測内容といたしましては、盛土内の水位を測っていくというところを示しているところです。

続きまして42ページ目です。こちらは発生土仮置き場(尾越)の関係です。ここからは仮置き場の関係になります。ここから3枚のスライドで説明いたしまして御説明は以上となります。まず1枚目のスライドです。発生土の搬入計画についてとありますが、こちらのほうは、こちら3つのポチで書いてありますが、それぞれの基準に従いながら、普通の土または区分土を搬入することがあります。その上で計画上の配慮事項といたしまして、排水計画と法面の管理計画を記載しています。なお、排水計画の排水設備につきましては、区分土を搬入する場合の特出しの記載につきましては、第3章を参照していただくこととしています。

続きまして43ページ目、仮置き場の2スライド目です。実際の造成中の配慮事項といたしましては、事前処理工を敷均し締固め、施工中の排水を実施していきます。また、仮置き期間中の配慮事項といたしまして、排水処理の関係と設備管理の関係。また、仮置き場につきましては、このままずっと置いておくことはなくて、工事完了時には撤去した状態になると。更地に戻すというところですので、盛土の撤去期間中の配慮事項といたしまして、法面管理というところを記載しています。

最後のスライド、44ページ目となります。発生土仮置き場(尾越)につきましては、先ほど申し上げましたとおり造成中及び適合の計画となっておりまして、造成中の異常時対応につきましては、赤色の置き場(尾越)と一緒にです。また、撤去後の管理計画につきましては、現状復旧の後に地権者様に返還する予定ですが、区分土を仮置きした場合につきましては、区分土の撤去後に土壌調査を実施するほか、先ほどのスライドの表だとか本編のほうで示すモニタリングを行ってまいります。また、適切な管理が継続して実施されるように、地元の南木曾町と地権者様と十分に調整を行って進めてまいります。

保全計画の説明は以上となりまして、影響検討と保全計画書の説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

ただいま、資料1につきまして御説明をいただきましたので、これから委員の皆様から御質問、御意見等をお聞きしたいと思います。順番は問いませんので、どうぞご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい。梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

説明ありがとうございました。

まず確認ですけれども、今回、区分土という言葉が使われていると思いますが、これは、これまでの要対策土ということでしょうか。

事業者
太田垣
(JR東海)

これまで要対策土と呼んでおりましたけれども、マニュアルが改訂になったのもありますけれども、最終的に本置き場として確保するところについては、対策をするための土ということで対策土と呼びますし、仮置きをしている最中は、区分して仮置きをするということで、仮置きについては区分土という言い方をしています。いずれにしても、これまでの要対策土と同じものです。

梅崎委員

用語については、あまり混乱しないようにしていただきたいと思います。

それを聞いた上で、仮置き場の工事概要についてお聞きしますけれども、9ページから10ページのところで、仮置き場に持ってくる土自体が、通常の土と区分土とはこれまでの要対策土ということで、異常値があったものとの両方で検討されていますけれども、それで2つに分けて書いてありますが、途中で区分土に変えた場合が、計画的によく分からないというか、ここに書かれているのでは少し足りないような気がします。要は、重金属等を含んでいるということですから、もう少し詳細に検討していただきたいと思います。、さらに途中で重金属を含まない土を持って来るのかなどのやり取りのところを、もう少し具体的に検討されたほうが良いように思います。まず、その点をお願いします。

事業者
中野
(JR東海)

色々なパターンが考えられまして、例えば、まず仮置き場に普通の土が通常時出てきまして、ある程度掘削が進んだときに区分土が出て来ました時には、まず、普通の土を発生土置き場（尾越）へ全部持っていき、更地にしてアスファルトが見える状態にしてから区分土を仮置くことを考えています。なお、アスファルトは、元々敷いてあり、集水ピットなどを設置した上で普通の仮置きをしています。なので区分土を置く際には、最初の更地でしっかりできた状態にゼロから区分土を置くという状態になるということです。そちらの説明を、私もどこかで重複しているところがありましたけれども、一度土を除けてから置きますという御説明をさせていただいてまして、このような形で対応していくと。

あと、そもそも、もともと区分土が出たときには最初から置くことになるでしょうし、出てこなければ、もうそのままという形になるということです。

梅崎委員

確認ですけれども、いわゆる区分土が出てきた場合には、もう区分土置き場として最初からやり直すということになりますか。

事業者
中野
(JR東海)

その通りです。確かに、最初はここに普通の土と区分土を両方とも置くという検討もしましたが、そうしますとなかなか排水の処理などが大変になってくるため、我々としても、ここはもう区分土を置く場合は区分土のみ、ないしは通常の土のみという形で扱っていきたいと考えているところです。

梅崎委員

その上で、区分土が入ってくる場合も考えなくてはならないと思いますが、排水処理のところ、それを一旦集水してチェックをして、その重金属等の異常がないかということで、処理の仕方が産廃になるのか河川放流にするのかということなど、そこ

のところのやり方が、この説明では少し簡易的なように見えますし、そこも今のうちにしっかりしておかないといけないのではないかというのが意見です。

事業者
中野
(JR東海)

御意見ありがとうございます。

我々といたしましては、水は雨水と浸潤水の2つに分けられ、きっと雨水は、南木曾ですので、実際置いたときに結構あるはずですが。ただ雨水はシートで区切られているので、ただの雨水でそのまま流れていくと。一方で、浸潤水については、そこまで出てくることがないのかなと。雨水のように大量に出てきてオーバーフローしますとか、そういうことは起こらないと考えています。そうしますと、現状のこの集水ピットを設けておいて貯めておき、ある程度水が溜まったときに確認していきまして処理していけばいいのかなというところで、この程度の記載で留めているところです。

梅崎委員

ただ、集水ピットの大きさとか、概要がここにしっかり出ていないので検討しづらいのですが、要は確実にオーバーフローしないような対策とか、雨水が混じらないようにとか、あとはモニタリングの頻度ですね。それもやはり、ここで区分土が入るということを前提にして、しっかりと検討のマニュアルを作られたほうがいいと思います。

事業者
中野
(JR東海)

ありがとうございます。もし埋め立てた場合ですけれども、絶対に、オーバーフローさせて重金属を含んだ水が外に流れないように、しっかり対策をしてまいりますので、よろしくお願いします。

鈴木委員長

それに関してですが、これはどのぐらいの容量を計画していて、それが降水量としては何mm相当とか、浸潤水については何mm相当分については貯留できるという計算をされていると思いますけど、それはいかがですか。

事業者
中野
(JR東海)

ピット自体は0.5m³の容量を取っていますが、降雨量につきましては、計算をしております。ただ、恐らく浸潤水はそこまで大量に出てこないと考えていますので、もしも出てきた場合につきましては、集水ピットを増設したり、タンク車を持ってくる等で水を回収していく形で考えています。

鈴木委員長

いや、浸潤するにしても、これは面積が分かりますから、少なくとも1日当たり何mmというのが計算できるはずですが、それは計算されてませんか。

事業者
中野
(JR東海)

ここに遮水シートが敷いてありますので、雨水とは分けられ、そこまで浸潤しないと考えています。

鈴木委員長

いや、それは雨水の場合ですよ。浸潤水は土の中から出てくる水でしょう。これは、完全に乾いた土ではないでしょう。

事業者
中野
(JR東海)

実際トンネルから掘っていきまして、屋根のあるピットに一度置きまして、そこで判定しまして、それで土を持っていくということなので、降雨量とかの計算というよりは、もともと湿った土かどうかという話になってくると考えます。さすがに、ちょっとじめっとした土から水がすごい出てくることはないと考えていますので、その辺りは0.5m³の集水ピットで対応できるのかなと。区分土の上は遮水シートを敷いていまして、雨水はその上を流れていきまして、中から出てくる水というのは、恐らく元々含まれている水が主になるのかなと。そうすると、そこまで出てこないと考えているところです。

鈴木委員長

そうですね。それは大丈夫なんですね。

では、それと関連しますが、重金属はどのぐらいの頻度で計測されるのでしょうか。つまり、少ないとはいえ、造成中もずっと浸潤水があるわけですから、どのぐらいの頻度でやって、何日に対応できるのかというのは、恐らく計算しないと、貯留量が出てこないと思いますけども。

事業者
中野
(JR東海)

36ページ目のモニタリングの表で、ちょっと表が小さくて申し訳ないですけども、実際問題といたしまして、地下水の水質は、まず浸潤していることを考えますと、まず仮置き場の近傍の観測井が、下から2つ目のところにありますが、こちらは工事中に月1回測っていく形になります。一方、集水ピットにつきましては、排水が結局ずっと流れているわけではないので、溜まったら流すと。流す前にチェックするという形なので、流れる水は全部確認するということになります。

鈴木委員長

だから、それは記載されてないですよ。ここには河川水とか観測井については記載されていますけど、その集水ピットについては、どのぐらいの頻度で計測するというのも書いておいていただかないと、大丈夫なのかという気がしますけど。

事業者
中野
(JR東海)

そうですね。頻度自体は、どこまで出てくるかどうか分からない。そもそも区分土が出るかどうかということも、尾越工区は微妙なところでして、なかなか頻度で、例えば月1で測りますと書いても、そもそも区分土がなくて水がなかったりすることがあるので、このままの記載で行きたいです。

鈴木委員長

そういう意味ではなくて、対策が必要な発生土があるかないか分からないと仰いますけど、可能性があるから造るわけでしょう。ですから、例えば、少なくとも水が溜まったら、その度に測るとか、そういうのを記載しておかないと、これはきちんと測ってくれるのかなというようにしか思えないですよ。だから、今仰ったことを、まさに文章にされたらいかがでしょうか。

事業者
中野
(JR東海)

排水処理フローについて、先ほども御説明しましたが、このフローの中で測定するという事を明記しており、この内容を先ほど申したものです。

鈴木委員長

34ページにありますけども、その頻度は書かれてませんよね。だから集水貯留と書いてあって、例えば、そこに水が少しでも溜まったら測るとかですね。

事業者
中野
(JR東海)

34ページ目を御確認いただきたいのですが、頻度をどれくらいしますというところで、実際どう水を流すかというところで、この34ページの下側のフロー図ですね。集水貯留しまして、その水量がどれぐらい溜まるか正直分からないところでありまして、ある程度溜まりましたら自然由来の重金属等の濃度試験を行って、はい・いいえの流れでどうするかを処理していくと。ここで書いているため充分かと考えていますが、いかがですか。

鈴木委員長

それをきちんと書いたらいかがですか。

梅崎委員

先ほどの繰り返しになりますけども、まず、ここの集水ピットの容量が適切かということをしっかり書いていただいて、あとは、例えば3分の1ですとか4分の1の集水量があった場合にはモニタリングをすとか。そういう細かいチェック項目を書いてくださいということです。それは実際の業務でも、そういうことをやられると思い

ますので、そういうことを明記していただければと思います。

事業者
亀井
(JR東海)

仰られるとおり、毎日測るとか、そういう頻度が書いてないですけども、基本的に溜まった水を公共用水域に流す前にチェックをして流すということにはしてありません。

先生方の御意見は、そこをもう少し頻度を詳しく書いたほうがよろしいのではないかと御意見だと考えています。

鈴木委員長

頻度を書けということではなくて、要するに先ほど梅崎委員も仰いましたけど、例えば何cm溜まったら測るとか、例えば、もうそろそろ溢れる様なので測るとか、要するに頻度ではなくて、排水する前に必ず測りますということをきちんと書いていただきたいというだけですけども。

事業者
亀井
(JR東海)

仰られるとおり、実運用としては、そういう考え方がないと管理していけないものですから、そこは実運用の中でしっかり考えてやっていきたいと考えています。

鈴木委員長

よろしいですか。どうぞ。

梅崎委員

仮置き場と置き場の土地の安定性について説明していただきましたけれども、これも毎回お願いをしていますが、盛土自体の安定性については検討されていますけども、もう少し広域の地形等を示していただいて、地滑りとか土石流等の安全性についての検討を示していただければと思います。

鈴木委員長

今の点はいかがですか。

事業者
中野
(JR東海)

影響検討の本編の4-3-2-3ページ、図4-3-2-1です。地滑り地形分布図がありますが、こちらのほうに、かなり広域になっていますけれども、この地区がどういうリスクに置かれているかを示しているところです。発生土仮置き場(尾越)につきましては、この斜面移動体の範囲から少し外れた場所にあるということが分かっています、ここは単体で、こちらだけ考えていけばいいのではないかと考えて記載しているところです。

鈴木委員長

北原委員、お願いします。今の件ですよ。

北原委員

今の件です。関連してですけども、発生土置き場のほうです。資料1-2の図4-1-4に、発生土置き場のボーリング柱状図が何ヶ所かありますけれども、これを見ますと、盛土を計画している場所の下に、かなり人為的な盛土と埋土がありますよね。一番中心になるところで、これが14mあるわけです。しかも、その中にN値が10以下の弱層が何層も重なっていますよね。これで安定計算をきちんとやったのかなという感じがしているのですが。それともう一つ、その安定計算の常時①②と地震時①②の条件を教えてください。

事業者
中野
(JR東海)

まずは、先ほどの2つ目の質問のほうで、常時①②の比較ですけども、こちらは影響検討の資料編の、先ほど御指摘いただいたのは環4-1-2ページにあります、安定計算結果というところの表に①②とありますが、こちらは、滑り面が違ってまして、それがどんな滑り面かといいますと、資料編の環4-1-1ページのほうにあります、滑り面の形が異なっています。この常時①②や地震時①②というところについて、この発生土置き場(尾越)の計画の段階で地元の方からの話があったのが、まさに先ほど

仰られたように、下のほうも、現状地盤も含めて大丈夫かという話がありまして、それで下のほうの地盤も計算に含めて①と②で計算しているというところが、こちらの①②で示している意図です。下の現状地盤も含めて計算をしています。

そこにつながりまして、ここは元々の地面があって、その上で水田と思われる耕作をされていて、その上に盛土をして工場ができて、さらにその上に我々が盛土をするという形で考えているというのが現状でして、この耕作土というのが、このCsという薄い線で引っ張ってあるところです。環4-1-1ページの図4-1-2の、この補強材と赤く書いてあるところの下にあります灰色の既存盛土の中に入っている濃い灰色のところは耕作土でして、計算もこの層も含めて行っています。

また、今回の計算の確実性を持たせるために、斜面調査を実施中です。既存斜面の部分の調査を行っており、結果はまだまとめている最中ではありますが、雨が降った後の調査にもかかわらず、斜面の途中から水が噴き出している箇所が無いことは分かっています。また、既存の盛土でも現状崩れていたりすることはなく、この計算結果もある程度妥当性が確保されていることが分かっています。今後は適切な施工をしていく、そして完成後も今後しっかり管理していくというところで、この盛土が崩れないようにしていくというところを、これからずっと見ていくのかなと考えているところです。

北原委員

ここが崩れると、蘭川を閉塞してしまう可能性もあって非常に危ないということで、ここはかなり慎重に、その下の層の既存の盛土、埋土の部分の土質について、この環4-1-3にあります検討時に用いた土質定数、これは道路土工等の資料から抜粋しているかと思えますけども、これではなくて、現物をボーリングしているわけですから、現物で調べていただきたいと思えます。N値が1桁というのは、もう考えられないぐらい危ない層ということになりますので、この辺は現地の土を使って調査してほしいと思えます。

事業者
中野
(JR東海)

実際に盛土する際に、現物を確認していかないといけないとだめだと考えています。実施工では動的コーン貫入試験で、実際にどれ位のN値があるのかを確認した上で、盛り立てていくという方向で考えています。

北原委員

是非、そういうふうにしてください。
それともう一つ、この常時①②とありますが、これは飽和ですか。それとも不飽和ですか。

事業者
中野
(JR東海)

不飽和です。

北原委員

不飽和ですか。上に排水施設をつくってありますけども、下は飽和に近いと、ボーリング柱状図では湛水面が浅いところにいっぱい出てますので、やらなければいけないと思えますけども、その辺は計算に入っているのですか。

事業者
中野
(JR東海)

一部の計算では水位を上げて行っています。水位はボーリングの水位ベースで設定していますので、不飽和の箇所もありますが、手元にデータが無いので確認いたしません。

北原委員

下のところは、少なくとも飽和にしといたほうがいいのではないですか。

事業者

今、手元にデータがないので確認できないのですが、恐らく盛土をするところは不

亀井 (JR東海) 飽和でやっていますけども、下の地盤は一定のところまで水位がある条件になっているところも、一応念のために確認をさせていただいて、いい加減な答えはできないので、きちんと確認をしておきます。

北原委員 これが崩れたら、下も含めて34mありますから非常に危ないので、きちんとした計算をお願いいたします。

鈴木委員長 今回の意見に関連しますけど、そもそも観測井が、北東側と南西側に2本ありますよね。観測井を置くということは、地下水があると確認されているということではないのですか。その地下水の深さが今分かれば。

事業者 亀井 (JR東海) 観測井は今、上流側に1本計画をしています。基本的にこの観測井は、これから私たちが盛土をするところに水が溜まらないということ、溜まっていないということを確認するための観測井という意味合いで設置をしていく計画です。

鈴木委員長 少なくとも今は、どの位まで観測井を掘ればいいのか、それすら分かってないということですか。観測井は、地下水面よりも下まで掘らないと意味ないですよ。ですから、概要のところでお聞きしようと思ったのですが、そもそもこの観測井はどの位の深さを掘るつもりなのかということと、先ほどの北原先生の御意見もありますけど、そもそも水が常にあるのでしたら、相当な処置をしないとまずいのではないかなということなのですか。

事業者 亀井 (JR東海) 先ほどボーリング調査の結果のところの話の中でもありましたけれども、既存の盛土のところには地下水面があるということが、大体の位置は分かっているので、当然これも下まで観測井は突っ込むということにはなってくると考えています。

鈴木委員長 何mか分からないのですか。

事業者 亀井 (JR東海) 大体ですけども、現地盤面から4m~10m下に地下水面があるということはボーリング調査で把握ができていますので、その辺りまでは観測井を入れていかないといけないと考えています。

鈴木委員長 そうしたらかなり浅いので気を付けていただきたいと思います。他にいかがですか。

梅崎委員 当然、盛土を安定計算されるときは、基礎地盤も含めて安定計算されるはずなので、そこはしっかりしていただいて、地下水とか地下水面とか、単位体積重量等をしっかり取っていただいて計算していただいていると思いますが、もう一度確認をお願いします。

 その上で、先ほど私が質問したのは、盛土が安定している場合でも、その周りが地滑り地帯なのか、もしくは土石流危険渓流等が近くにあるのかなのかの記載と、それに対する評価をしっかり書いてくださいということです。

事業者 亀井 (JR東海) 繰り返しの話になってしまうかもしれませんが、資料の1-1の4-3-2-1ページのところに、ここは土地の安定性に関する章のところですが、5)の調査結果というところに、それ以降についている、今回の発生土置き場の位置と、その周辺の地滑り防止地域であったり、土砂災害特別計画区域等との重ね合わせた結果を踏まえた我々の調査結果、評価結果を、4-3-2-1ページの5)に記載をさせていただいています。

梅崎委員	分かりました。概要のときに説明を割愛されたということですね。
事業者 亀井 (JR東海)	その通りです。
梅崎委員	ここにはしっかり書いてあるということなので、ここは大事なので、もう一度説明されるときはしっかりそれを入れていただいて、本編では書かれているということなので結構ですが、あともう一つ、いつもお願いしていますけど、広域の航空写真等を付けていただいて、その周りを含めた土地の安定性が分かるように、今後とも資料をお願いいたします。
事業者 亀井 (JR東海)	今回航空写真が付いていませんでしたので、次回、同様に発生土置き場の話を見せていただくときには、航空写真を付けるようにいたします。
鈴木委員長	他にいかがですか。 富樫委員お願いします。
富樫委員	今御説明された図4-3-2-3です。この図にある発生土置き場に係る斜面移動体というのは、実際どういうものなのか教えてもらえますか。
事業者 中野 (JR東海)	斜面移動体は、当該箇所の斜面全体に地すべりが発生するリスクがあると考えられる地域だと認識しており、公開情報を基にした情報で確認しました。この斜面移動体の中に、発生土置き場(尾越)が入っている状況です。ただ、この斜面移動体が存在している中で、現地を歩いてみたところ、現状として地すべりが発生しているという情報はありませんし、また斜面移動体の最下部に位置しているので、我々の発生土置き場が原因となって、この斜面移動体全体が滑り落ちるということは無いと考えています。 我々としては、既存の地盤も含めまして、この発生土置き場(尾越)をしっかり管理していくことによって、この斜面移動体というリスクのある中で、我々が責任を持って守っていくというところで施工時も、今後の管理もしていきたいと考えているところです。
富樫委員	守っていくのは当然ですが、それ以前に、文献ないし、他の資料に斜面移動体として表示されているのには、やはりそれなりの根拠があるわけで、それは大丈夫だと言うのであれば、実際に調査をして、どういうものなのかをきちんと調べていただきたい。それが崩壊に由来するものなのか、地滑りに由来するものなのか、それとも崖錐みたいなものがここに非常にたくさん溜まっているというものなのか、それによって留意すべき点が変わってきます。そこはまだ現地でどういうものなのかという具体的な調査結果はないということよろしいのでしょうか。
事業者 亀井 (JR東海)	まず、崩壊によるのか地滑りによるものなのかといったところですがけれども、4-3-2-4について重ねてみると、地滑り防止区域にはなっていないということで、我々としては地滑りではないだろうかと。先生が仰られたとおり、崩壊土砂がたまっているような、そういったところがあるのではないかというのは、その辺の懸念はあるかなと思います。中野が先ほどの御質問の御回答の中でも説明しましたが、発生土置き場周辺は斜面移動体とされているということは確認できているので、額付川沿いの斜面も

含めて、発生土置き場周辺を斜面調査をして、湧水が出ているとか出ていないとかというところもチェックをしていますし、直ちに滑りそうな状況でもないというところは、きちんと調査の中で確認をさせていただいています。

富樫委員

基本的には、移動体があるというのであれば、それはどういうメカニズムで、ここに溜まったのかを考えた上で、また今後同じような移動体をつくり出す、あるいは堆積させる働きが繰り返すことがないのかどうかをきちんともう少し広い目を見て、考察していただかないと安心できません。ちょっと斜面を観察したところ、湧水がないから大丈夫だという話ではないと思いますので、そこのところを、もう少しきちんと調べていただきたいというのが意見です。

鈴木委員長

では、よろしくをお願いします。
他にいかがでしょうか。
小澤委員をお願いします。

小澤委員

質問をお願いしたいのですが、スライド36ページ、モニタリングの土壤汚染に関してです。その一番下に土壤汚染という項目が、この表の中に入っていますが、モニタリングの調査時期が、工事後に1回となっていますけれども、これは仮置きのところ、いわゆる区分土も入るといふ想定をしたときに、仮置きをして、それをもう最終的な処分をして、仮置きの部分の土がなくなって、アスファルトを確保したものを取った上の工事後という意味なのでしょうか。

事業者
亀井
(JR東海)

先生が仰ったとおりの御認識で結構です。工事後に我々が出ていくときに、置いてあった区分土、健全土も取っ払ってアスファルトも取って、その状態でその下の土壌から汚染されていないかどうかを確認するためのモニタリングということで、工事後に1回という記載にしています。

小澤委員

分かりました。この表現だけだと分からなかったので質問しました。
それで、ここに搬入される土のモニタリングについてですが、先ほども少しコメントされたかと思いますが、マニュアル等が更新されてきているので、そういう新しい知見に基づいた評価をやっていただいたほうがいいのかと思います。
その点で、スライドp.39に、確認するための手段として、ハンドブックが記載されていますが、当然、もともとのマニュアルの暫定版から、それを補完するためにハンドブックが出てきたと思いますけれども、さらにその両者を合わせた形でこれを補完するといいますか、更新するという意味で、マニュアルが今年の3月に出ています。先ほど、そういうことを仰られたと思いますが、そこら辺をアップデートした表現に変えていただけたらいいのではないかと思います。

事業者
大田垣
(JR東海)

マニュアルが改定されたことは承知してしまして、私どもの調査の仕方についても、そのマニュアルを踏まえた形で更新をしているところですので、ここの記載の仕方をどうするかということは、別途また検討させていただければと思います。マニュアルの改定になったのは承知していますし、それに応じて私どもは対応していますのは事実です。

小澤委員

そういう新しい知見に基づいた対応をよろしくをお願いします。

鈴木委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。
梅崎委員をお願いします。

梅崎委員	先ほどの意見の追加ですけれども、今後もこういう仮置き場とか置き場についての御検討がまた進むと思いますので、併せてお願いしておきますが、今回、直接地滑り区域かどうかというのは別にして、近くに地滑りが疑われるような部分とか、あと、先ほど堆積物なのかというような意見もありますので、当該地の豪雨と地震の履歴を少し調べていただいて、近年、豪雨、地震も頻発していますので、そういうのを経験しているかどうかを検討に入れていただければいいと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 太田垣 (JR東海)	近傍で土砂災害があったかどうかという文献の調査は、先ほどのページ。
梅崎委員	土砂災害でいうと、この地域が経験しているのかが大事になります。要するに、地滑り地と思われるところが、短時間にすごい暴雨を受けた履歴が数年あるんだけれども、有意な変状がなかったとか、例えば、震度4ぐらい経験しているんだけれども、その時も変状がなかったとか、そういう履歴を少し調べていただくと、もう少しその土地のことが分かりますので、そういうのも付けて検討していただければということです。
事業者 太田垣 (JR東海)	ありがとうございます。貴重な意見として頂戴したいと思います。
鈴木委員長	はい。ぜひよろしくをお願いします。 他はいかがでしょうか。 リモートの委員の皆様、何かございますか。 会場の皆さんはよろしいですか。 佐々木委員をお願いします。
佐々木委員	スライドの13ページで景観を、特に調査の必要はない、としています。その理由として、そして資料1-1の3-3ページには、発生土置き場周辺に、主要な眺望点及び景観資源は存在しないことから非選定としたとありますが、地図を見ますと、割と側に地元の方が住んでいる集落がありますよね。部分的には20mの高さに盛り上げるわけですから、地元の方が居住している地点から、この場所の景観が変化するかについて、フォトモンタージュで一応確認の調査を行ったほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 中野 (JR東海)	集落の関係ですが、お示ししている航空写真、置き場と仮置き場の写真を示してあったスライドの7ページ目を御覧いただければ、近くの集落の状況が見えます。右下の赤く囲ってある置き場(尾越)計画地が、いわゆる工場の跡地、その右上の灰色の細長い建物の一帯が、ゼネコンさんの事務所、さらにその右側の田んぼや畑が有る所に集落があります。 航空写真だとちょっと見にくいですが、工場跡地の横の町道起線と集落とで結構な高低差がありまして、工場跡地のほうがかなり低くなっています。そのため実際、日常的な視点場として、集落からは工場跡地が見えない状況です。これを踏まえて、ここは眺望点がないという判断をさせていただいたということになります。
佐々木委員	では、発生土置き場の高さを20m取っても、見えないということなのでしょうか。

<p>事業者 中野 (JR東海)</p>	<p>はい。物理的に見えないです。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そういうことを確認していただいているなら、分かりました。それで結構です。以上です。</p>
<p>事業者 中野 (JR東海)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 他にいかがですか。よろしいでしょうか。 先程、区分土と仰っていましたが、マニュアル改定では「要対策土」が「要管理土」になったそうで、そういう用語は、決まっているものをお使いいただきたいと思います。区分土というと、「管理」とか「対策」という言葉が全くなってしまっていて、要するに、JR自らが作られた言葉ですので、今まで通りに「要対策土」とされるか、新しいマニュアルでは「要管理土」ということのようなので、その用語で説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>私どもも、国交省のマニュアルが改定になったときに、当社マニュアルも改訂になりまして、そちらのほうでそういう用語を使うようになっていたものですから、国交省のマニュアルではなくて、私どものマニュアルの用語の使い分けで区分土と呼ぶようにさせていただいているというところですよ。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>ですので、勝手な言葉を使わないでいただきたいということです。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>そこは御意見としては承ります。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>御意見としてではなくて、是非そうしていただかないと、住民の皆さんや我々にとっては、区分土というのは、日本語としては、ただ区分しただけというようにしか取れないんですね。「管理土」ないしは「対策土」というと、これはきちんと処理しなければならぬんだという意味ですよ。ですから、きちんと国交省のマニュアルに載っている言葉をお使いいただきたいということです。もし、どうしても区分土を使いたいのでしたら、一番最初に区分土が何かということを定義していただければと思います。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>そういう意味では、今日の概要版では説明を割愛させていただきましたけれども、先ほどの本編のほうの第2章の工事概要のところの一番最初に出てくるところに、区分土とは何かというのは定義はさせていただいていますので、その説明は今日、先ほどは割愛しておりましたが、ここで定義はさせていただいているところです。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>マニュアルに載っているきちんとした言葉にするのは、何かまずいのですか。まずいということしか、理由として考えられないのですよね。</p>
<p>事業者 太田垣</p>	<p>私どもとして、区分土というふうには呼ばさせていただいているということです。</p>

(JR東海)

鈴木委員長

社内で使うのは構わないですが、要するに社会に対してお示しするときには、それではまずいのではないかなということですけど。

事業者

太田垣

(JR東海)

仰りたいことは承知いたしましたので、御意見としては承りたいと思います。会社の中の対応ですので、また会社に持ち帰りたいと思います。

鈴木委員長

そうですね。是非、よろしく願いいたします。

(休憩)

鈴木委員長

先程の景観の件について事務局から、佐々木委員、ちょっとよろしいですか。

事務局

中島

(県環境政策課)

先程の議事1の関係で補足です。先生から景観の御指摘があり、JR東海から位置関係、高低差についてお話がありましたけど、これは昨年度の現地確認の最後の場所、大雨が降っていて、皆さん傘を広げて説明を聞いた、あの場所になります。説明を受けた場所が、この発生土置き場の計画地のすぐ隣、蘭川側なので、国道側を見上げるような、かなり急な上り坂がありましたが、集落は、その坂を上る右手側の下に位置しています。位置関係について補足させていただきました。

佐々木委員

はい。分かりました。

鈴木委員長

ありがとうございます。

議事1の補足で少し時間を使ってしまったのですが、次の議事2です。「中央新幹線に係る令和4年度における環境調査の結果等について」ということで、まずは事務局から資料説明をお願いいたします。

事務局

中島

(県環境政策課)

事務局から議事2の資料について説明させていただきます。

会場ではお手元の灰色のファイルに一式綴じて配布しています。

資料2-1、それから非公開版の資料2-2が県に提出されたものになりますが、その概要をまとめた資料2を中心に説明がなされる予定です。

資料2-3は、報告書の対象期間の末である令和5年3月時点の工事状況で、これまでに数多くの関連工事が県内で同時進行で進んでいることから、その全体像を写真入りで分かりやすくまとめていただいたものになります。

一番下に綴じた参考資料ですが、こちらは昨年度御審議いただいた令和3年度の環境調査の結果等について述べた県の助言、それから事業者の対応方針です。オンライン参加の皆様は、以前送付しました電子データをそれぞれ適宜御参照いただければと思います。

なお、資料2-2の非公開版には、希少動植物の具体的な生息場所が記載されていますので取扱いには御注意ください。

それから、例年、県の水環境保全条例の規定によりまして、妻籠水道水源保全地区について実施したモニタリング調査の結果、これを参考にお配りしていますが、令和4年度の水環境保全条例に基づく調査結果については、まだ県の水大気環境課のほうに提出されていないということですので、本日はお配りしていません。説明は以上になります。

鈴木委員長

では資料2につきまして、事業所さんから説明をお願いいたします。よろしくお願

事業者
熊崎
(JR東海)

いします。

資料2の中央新幹線に係る「令和4年度における環境調査の結果等について」ということで御説明させていただきます。

資料の2を御覧ください。まず1つ目に、事業の実施状況ということで、こちらのほうに事業を記載していますが、こちらの詳細の御説明をさせていただきたいと思えますので、資料2-3に、リニアの中央新幹線計画の近況報告ということで資料があります。こちらで概要を御説明させていただきたいと思えますのでお願いします。なお、こちら資料ですが、令和5年3月、R4年度時点での工事状況ということで御説明をさせていただきますので御承知おきください。

右下のページ2ページです。まず初めに事業の手続について、こちら左側に全国新幹線鉄道整備法とありますが、こちら黄色の枠の真ん中辺りですけども、これまで事業の手続の中で、平成23年5月27日に国土交通大臣より建設の指示を我々JR東海がいただきまして、その上で右側、環境影響評価法とありますが、こちらで計画段階の環境配慮書または方法書等の告示を行いまして、調査・予測・評価を行った後、環境影響評価準備書、そして評価書を送付し最終的な取りまとめを行いまして、平成26年8月26日に送付をしたというものです。その後工事の実施計画の申請を行いまして、一番左下にありますが、工事実施計画の認可を平成26年10月17日にいただきまして、このような手続を経て、工事を現在実施しているといったものです。

次に、右下3ページですが、影響評価書、公表後の当社のほかの公表資料について取りまとめをしています。こちらについては3つあります。

1つ目につきましては、各年度における環境調査の結果等について。こちら年次報告ということで、まさに今から御説明をさせていただく内容ですが、環境影響評価書に基づく事後調査、モニタリングの結果や環境保全措置の実施状況について、当社の自主的な取組によりまして、毎年度ごとに取りまとめ公表をしているといったものです。

次に2つ目が、各工事箇所における環境保全について。こちら評価書において国土交通大臣意見に対する事業者の対応としまして、環境保全措置の具体化に係る検討の結果を公表していく旨を記載したものです。工事箇所ごとに具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化し、内容を地元の皆様に説明したものを資料としてまとめているといったものです。

そして最後3つ目ですが、各発生土置き場における環境の調査及び影響検討の結果につきまして、環境影響評価書において、発生土置き場等に新たに当社が計画する場合には、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を事後調査として実施し、その結果を公表するものとしています。位置・規模等の工事計画を具体化した箇所ごとに取りまとめを行うということで、まさに最初の議題の1つ目の発生土置き場(尾越)、発生土仮置き場(尾越)については、この2つ目、3つ目の対応といったものになります。

次に4ページ目です。こちら、長野県内の工事契約状況を記載しています。右側が品川方、左側が名古屋方で、こちらに示していますが、地上部区間が4.4km、トンネル区間が48.5kmの計52.9kmの路線計画となっています。現在、計画も非常に大きく進んでまいりまして、現時点では、こちら真ん中を流れます天竜川の右岸になりますが、飯田市側の明かり区間と一部の共用を除きまして契約が完了しているといった状況です。下に工事契約件名を記載していますが、その最後尾に公表の状況について記載をしています。公表済であったり、一部公表済、今後の区画公表予定というものがありますが、未契約のものも含めて順次整理し公表をしていくということです。

1枚めくっていただきまして、右下5ページですが、こちら、この東側から順に工事契約と工事の状況について御説明をさせていただきます。

まず一番東側、大鹿村、大鹿村内の工事契約です。右から赤色に塗っていますのが

南アルプストンネルの長野工区、8.4kmです。こちらにつきましては非常口が3か所ありまして、除山非常口、釜沢非常口、小渋川非常口から斜坑を掘りまして本坑を掘削していくというものです。一部、小渋川を挟みまして左側、青色で塗っていますが、伊那山地トンネル新設の、こちら青木川工区3.6kmというところにつきましては、青木川の非常口から斜坑を掘削して本坑を掘削するというような内容です。

それぞれの工事状況としまして6ページ目ですが、まず一番東側の非常口であります除山非常口の工事状況ということでヤードの写真等を載せています。工事の進捗としましては、R4年3月に約1,900mの斜坑の掘削を完了しまして、その後、除山から静岡工区境に向かって先進坑の掘削を開始しています。現在1割程度、約700mの掘削を行っている。これは3月末時点ではありますが、R5年3月末時点で700mの掘削をしているというところではあります。

7ページですが、こちらが釜沢非常口の工事状況です。進捗状況としましては、R3年8月に斜坑の掘削を完了しまして、R3年11月から先進坑の掘削を行っています。この区間につきましては、約1,400mの先進坑のうち約2割程度の掘削、また本線トンネルについても3割程度の掘削が進んでいるといったものです。

次に8ページ目ですが、こちらは小渋川の非常口の工事状況です。進捗としましては、令和元年4月に斜坑の掘削が完了し、R3年12月から先進坑の掘削、こちらでも完了していきまして、現在は本坑トンネルを約3割程度掘削しているといった状況です。

次に9ページにまいりまして、伊那山地トンネルの青木川工区の現状です。進捗としましては、R3年8月に斜坑の掘削を完了し、9月より本線トンネルの掘削を開始しています。本線トンネルとしては約2割程度の約600mの掘削をしてるといったところと併せまして、左の上の図に一部黄土色というかオレンジ色で中央構造線を記載しています。こちらは脆弱な地層の部分になりますが、こちらの構造線部におきましても、現在調査用のトンネルを、掘削約100m進めて調査を行っているといったところになります。

次に10ページですが、こちらは発生土置き場、各地で行っていますが、発生土置き場(青木川)につきましては、昨年度のR4年度11月に造成の工事が完了いたしましたので、こちらで報告をさせていただきます。

1枚進んでいただきまして11ページ、こちらが今度、大鹿村隣の豊丘村内の工事契約です。こちらは先ほど御説明した青木川工区と併せて伊那山地トンネルの区間です。真ん中に赤色で坂島工区、そして左側に戸中・壬生沢工区があります。坂島工区は坂島非常口から斜坑を掘削して本坑を東方に向かって掘削すると。戸中・壬生沢工区につきましては真ん中辺りに戸中非常口がありますが、こちら斜坑から両側に切羽で掘削をしていくというような計画です。また、戸中・壬生沢工区については変電所の増設も含んでいるといったものです。

12ページですが、坂島工区の工事状況としましては、令和3年7月に斜坑の掘削を開始していきまして、現在約4割程度の掘削が完了しているといったところではあります。

次、13ページですが、こちらが戸中・壬生沢工区の工事状況です。進捗としましては、R4年7月に斜坑の掘削が完了し、11月から本線トンネルの掘削を行っています。現在は約200mというところで1割程度ですが、こちら斜坑から東側に向けて掘削を進んでいるというところではあります。

次に14ページにまいりまして、こちらから明かり区間です。こちら飯田市内と喬木村内の工事契約状況としましては、青色で示します新幹線阿島北高架橋ほか新設、こちら、真ん中の阿島トンネルも含めました区間です。こちらについては21年度に契約をしていきまして、今後、工事着手に向けて現在準備を進めているといったところではあります。また、まとめ次第、皆様に保全計画書の公表をさせていただきたいと思っています。

隣、赤い色の天竜川橋りょうほか新設工区ですが、こちらは天竜川の左岸側の高架区間と天竜川橋りょうをまとめた工区です。

次に15ページで天竜川の工事状況について説明をさせていただきます。天竜川工区につきましては、まず橋りょうについて、これまでに天竜川の左岸側2橋脚についてと、一部真ん中の上部工の一部を施工しているという状況です。

次のページの16ページには、これは左岸側の高架橋ですが、こちらにも工事に着手をしまいいりまして、R4年2月の状況を記載していますが、高架橋の下部工の施工を開始して順次進めているという状況です。

1枚めくっていただきまして、こちらに飯田市内の工事契約状況を記載しています。一番右側赤丸で記載していますが、長野県駅がこちら赤色で丸にしていますが、ここまでが明かり区間です。ここから西側については、またトンネル区間になります。風越山トンネルのうち、緑色で記載しているのが上郷工区、こちらが長野県内で唯一シールド工法のトンネルです。その隣が風越山黒田工区ということですが、上郷工区については、こちらにも契約済みではありますが、工事、今後着手に向けて準備をしているというところ。黒田工区につきましては、非常口から斜坑を掘削して、こちらは西側に向けて掘削を行っていく形になります。こちら、松川橋りょうを挟みまして、隣が中央アルプストンネルの松川工区です。こちらについては、また後ほど御説明いたしますが、工事用トンネルから本坑につながりまして本坑の掘削を行っていくといった工区になります。

18ページですが、こちらは長野県駅の工事状況です。長野県駅につきましては、R4年に工事説明会、安全祈願・起工式等と行いまして、現在、工事施工ヤードの準備を開始したといったところです。今後、順次工事を進めて本格化してまいります。

次に19ページですが、こちらは風越山トンネル(黒田)の工事状況です。こちらにも非常口の、まず工事施工ヤードを3月時点ではありますが準備しているといった段階です。

次に20ページ、こちらは中央アルプストンネル(松川)工区ですが、こちらについては、R4年7月に工事用トンネルの掘削を完了しまして、8月から本線トンネルの掘削を行っていきまして、約400m掘削が完了というところ。写真にありますが、工事施工ヤードから黄色のトンネル坑口から工事用トンネルということで、こちら、こういったトンネルを掘削しまして、現在本坑までたどり着いて本坑の掘削が進んでいるというところ。す。

21ページですが、こちらが阿智村、南木曾町の工事契約です。こちら、青色で記載しているのが萩の平・広瀬工区ということで、こちらは右側に萩の平非常口、左側西側に広瀬非常口がありますが、こちらの斜坑から掘削して両サイドから本坑を掘削するという箇所になります。続いて尾越工区ですが、こちらが長野県内の一番西側の工区になりますが、こちら、尾越非常口から斜坑を掘削して本坑のほうを掘削していくというような箇所になります。

22ページに萩の平の工事状況を記載していますが、こちらにつきましても工事に先立ちまして、現在は村道の改良工事を実施しているというところ。準備作業がまとも次第、掘削等を進めていくという箇所になります。

23ページですが、広瀬工区ですが、こちらについても現在、広瀬非常口の工事施工ヤードを整備を進めているという状況です。

そして24ページ、こちら最後になりますが、尾越工区の工事状況ですが、こちらについても現在工事施工ヤードを整備しながら、3月時点では工事の掘削に向けて準備をしているといった状況です。

こちら、中央新幹線計画の近況工事進捗状況等については、説明は以上になります。

資料2のほうに戻っていただきまして、ここから年次報告の内容としまして、2番の事後調査から説明をさせていただきます。

なお、今後の説明で黒色の星印が出てまいります。R4年度から新たに実施した事項等については星印で示していますので御承知おきください。

まず初めに2-1、水資源（山岳トンネル）です。こちら標題の横に括弧書きでP2-1-1から2-1-79とありますが、こちら、資料2-1の本編のページを記載していますので、併せて御確認ください。

まず調査項目ですが、井戸・湧水、また地表水等の調査を表にあります4市町村で調査を実施してまいりました。調査結果等についても、こちらの表の下にあります各本編の資料のほうで確認いただきたいと思いますが、一部特記事項としまして、こちらすいません、資料が行き来しますが、参考資料2-1というのが資料でここについています。そちらを御確認いただきたいのですが、事後調査と書いてあります資料です。3ページ、後ろにある資料ですが、よろしいでしょうか。右上に参資2-1と書いてあります資料です。こちらにつきましては、青木川非常口のほうが左のほうに書いてありまして、その横に赤色で番号27番と30番が表記されていますが、こちら共に個人水源井戸ですが、こちらグラフにあるように、地点27番につきましてはR4年6月の水位が2.6m程度低下したというものです。また30番につきましてもR4年7月に5.2mの水位低下があったという箇所です。こちらにつきましては、伊那山地トンネルの青木川工区の本線トンネルの掘削に伴い減水傾向が確認されたという箇所です。1枚めくっていただくと、トンネルの、この青木川の湧水の状況が記載されていますが、こちら御覧のようにR4年4月頃から掘削に伴い湧水が増えてきているというところですが、掘削は6月から品川方のほうに掘削をしています、それと併せて27番と30番のほうの水位が低下したというような確認をしています。なお、こちらは調査地点はほかに幾つかありますが、この2か所以外の周辺で減水傾向が確認されるところがないということも確認していますので、局所的なものであるというふうに考えていますが、引き続き周囲への影響を継続的に確認しながら掘削のほうを進めていきたいと考えています。

資料2に戻ります。

資料2の右下、2-2動物です。こちらについては希少猛禽類の生息状況を示していますが、（非公開版）ということで、こちらに飛行軌跡図であったり行動圏解析結果等も取りまとめているので、また併せて御確認いただければと思いますが、大鹿村内のノスリ及びクマタカ、また飯田市のノスリについての定点調査、営巣地調査を行ったものです。

調査結果としましては、こちらに記載していますが、大鹿村のノスリについては、端っこまで確認できたというのですが、飯田市のノスリのペア、また大鹿村内のクマタカについては繁殖までは確認できずといった結果です。

次に、2-3植物ですが、こちらについてはこちらに表記の4種類の種について生育環境の状況を確認しています。

1枚めくっていただきまして2ページ目ですが、左上2-4その他の発生土置き場等のところですが、こちらにつきましては、大鹿村内の発生土仮置き場の植物について、1種の生育状況を確認しています。

次に、豊丘村内の発生土置き場（本山）におきましても、ハイタカの豊丘村ペアを確認していますが、こちらについても飛翔やディスプレイ等の確認はしていますが、繁殖行動までは確認はできずといった結果でした。

そして、次に植物について3種行っていますが、こちらについて1つ目のセンブリにつきましては、令和元年にこちら土砂崩れ等において一部埋没した箇所ですが、こちら今年度については播種先で固体が確認できずといった結果です。3つ目にありますオオミズコケですが、こちらについてもR3年度、ここを利用する方が、こちら整備する中で誤って一部周辺の表土を削り取ってしまったという箇所ですが、こちらについても移植した個体は確認できずといった結果です。

次に、大鹿村内の発生土置き場（旧荒川荘）ですが、こちらについても1種生育状況の確認をしています。

次に、大鹿村内の発生土置き場（青木川）について、動物について3種確認をしてい

ます。こちらについてもクマタカの大鹿村Dペアですが、抱卵等を確認していますが、途中で放棄したというところから繁殖までは確認できていないという状況です。

下に行きまして植物ですが、こちら5種の生育状況を確認しています。一番上にありますモメンヅルにつきましては、こちら、移植した個体は確認できずということで、過去にも動物の食害等の可能性があるということで影響が出ているところですが、今年度は確認ができないという結果です。

右上に行きまして、豊丘村内の発生土置き場(戸中)ですが、こちらについても植物の2種について生育状況を確認をいたしました。

次に、2ポツ目につきましては、こちらがR4年度から新規ですが、下條村にあります発生土置き場(睦沢)について、こちらもR4年度に移植を実施しました2種について生育状況の確認を行っています。

次に3のモニタリングです。こちらは3-1大気質につきましては、場所は松川工区の工事用トンネルについて調査をしています、いずれも環境基準等の数値以内という結果を確認をしています。

次に3-2水質ですが、こちらにつきましても5市町村の確認を実施して行っているところです。飯田市の調査地点に星印をつけていますが、こちらにつきましては長野県駅の工事着手に伴いまして、土曾川と新戸川の2河川に地点を追加したというものです。こちらについて一部基準値を超過するデータが新戸川のほうに出ていますので、先ほど出した参考資料の2-2の資料を御確認いただければと思います。

右上に参資2-2と記載のあります資料です。こちらにつきましては、赤色で真ん中の辺りに囲っています地点13番というところですが、こちら新戸川の工事箇所の下流側の地点です。こちらにつきましては、浮遊物質量につきまして基準値をオーバーする33mgという結果が出ています。こちらは下流側でこういった基準値超過が発生したものですから、上流側でも併せて調査を行って確認をしています、上流側でも38mgということで、いずれも環境基準値をオーバーしているといったところです。こちらについては本事業に係る、まだ工事排水等の放流開始前のデータということで、工事による影響、工事が起因のものでないというところは確認していますが、超過したデータというところで確認を行ったものです。

資料2に戻ります。水質につきましては表の下にあります、そのほか工事中の非常口や工事用トンネル等の工事排水につきまして、また、明かり区間にあります天竜川橋りょうの工事排水につきましても、いずれも排水基準には、その他については適合しているというところです。

次に、3-3水資源の地上区間ですが、こちらはいずれもR4年度に新規で追加した内容ですが、天竜川橋りょうの高架橋の施工が、この喬木村という地点として、飯田市のほうは駅の工事に伴う2地点が追加というところ。こちらについても、何度も前後して申し訳ありませんが、参資2-3を御覧いただければと思います。こちら、このページの次ページにもありますが、2月から調査を行っておりますが、データが取れていないといったものです。こちらにつきましては、工事開始前から調査自体は続けていますが、冬季から春季にかけて水位が低下するという傾向にあるものですから、地上区間の工事の開始前に、こちら確認していますが、夏になると水位が確認できませんが冬になると水位が下がってしまって確認できていないというところ。当該井戸は生活雑用水等として利用されているものですが、水位低下による、今のところ水利用の影響はないというところは確認しています。また、工事による影響を確認するためにも、この近傍にモニタリング地点とは別に、こちらのモニタリング箇所としている個人井戸より深い観測井戸を設置しまして、令和4年9月より測定を開始して確認できるようにするという対応をしています。

資料戻りまして、資料2の3ページです。こちらは山岳トンネルの水資源ですが、調査項目については井戸、湧水等、また自然由来の重金属等について確認をしているものです。4市町村について確認をしています、こちら一部黒い星マークで地点

といたしてありますが、こちらについては黒田非常口からの掘削に伴いまして、掘削前の事前調査を行ったというものです。

続きまして、3-5の土壤汚染です。こちら、各非常口について掘削土について自然由来の重金属等につきまして、土壤溶出量試験及び酸性化可能性試験を実施したというものです。こちらの結果としましては、②釜沢非常口がありますが、こちらにおいてヒ素の基準値を超える土を確認したというもの。また⑤ですが、坂島非常口においても同様にヒ素の基準値を超過するといった土を確認しています。なお、どちらも酸性化可能性は確認されなかったというのですが、こちらの基準値を超えた土につきましては注1にあります。発生土置き場、こちら区分土を対象とした遮水型の発生土置き場に運搬して適切に保管をしています。

次に、3-6動物ですが、こちらは一般鳥類のブッポウソウについてですが、令和3年度から当社の発生土運搬車両が県道59号四徳大橋周辺を運行する台数が増加するといったことから、工事用運行中のモニタリングを実施していますが、R4年度の調査では調査地域周辺において7ペアの生息を確認しており、そのうち2ペアについては繁殖が成功したというふうな確認から想定しているというものです。

次に、3-7発生土置き場その他ですが、こちらについても各発生土置き場についての調査結果を記載しています。一番最初の大鹿村内の発生土仮置き場A・B・Eについてですが、こちらにおきましては、排水路の流末において、一部pHが基準値等を超過したというものです。こちらについて、注3というところで一番下に記載がありますが、超過したものにつきましては、排水路の流末の水は全て集水し、除山非常口の濁水処理設備にて処理後、排水をしているというものです。また、大鹿村内の発生土置き場のポツ2ですが、水資源におきまして、自然由来の重金属等の測定を行った結果、1地点でフッ素及びホウ素が基準値を超過したというのですが、こちらにつきましても※4に、一番下部ですが、区分土を仮置きしていない場所であるというところから、自然に由来する影響ではないかというところで確認をしています。

なお、その他の発生土置き場については、いずれも環境基準を確認の上、適合しているというところを確認をしています。

右上に行きまして、環境保全措置の実施状況です。こちらについてはR4年度に実施した環境保全措置の状況を取りまとめたものです。4-1の工事実施、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための保全措置ですが、各現場におきましてトンネル、明かり、発生土置き場等において、大気であつたり騒音・振動等について、各箇所での保全措置について記載をしています。

4-2の代替巢の設置ですが、こちらにおいてはオオタカ、ノスリ、クマタカ及びハイタカの代替巢10か所の状況確認及び必要に応じてメンテナンス等を実施しています。

続いて4-3ですが、重要な種の移植・播種についても、R4年度から追加になりました発生土置き場(睦沢について、ヒメカンアオイ及びウスバサイシンの移植を実施しています。

次に5番、その他特に実施した調査につきましては、こちらで希少猛禽類の継続調査を行っているという内容について記載をしています。

次に6番、工事の実施に伴う廃棄物等及び温室効果ガスの実績ですが、6-1、2におきまして、廃棄物としてR4年度に発生しました建設発生土、建設汚泥、コンクリートであつたり、アスコン、建設発生木材等の発生量について記載をしています。

また6-2につきましても、温室効果ガスについての排出量を記載してあります。

最後になりますが、参考資料というところで記載していますが、R4年度に追加した内容としまして、一番下の参4-1ページにあります。こちらは、長野と岐阜の隣接工区である岐阜工区の中央アルプストンネル(山口)における水資源の調査結果についての記載を、参考資料として追加しています。

説明は以上になります。御清聴ありがとうございました。

鈴木委員長

では、ただいま御説明いただいた件につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

富樫委員をお願いします。

富樫委員

進捗状況とともに、全体の概要を示していただきまして、ありがとうございます。

2ヶ所の個人井戸の水位低下が見られたということで、先ほどの参考資料2-1にグラフがあって、トンネルの湧水等の状況が増えたところから、それに近いところから井戸の水位低下が見られたというお話でした。このトンネルからの湧水等の状況はすごく重要なデータだと思いますけれども、データの下の方に書いてある、注2の辺りの説明がよく分かりません。途中で流量計が不具合で湧水量がどうこうと書いてありますが、これは一体どういうことなのか、分かりやすく御説明いただきたいです。

事業者

磯野

(JR東海)

大鹿で工事を担当しています、磯野と申します。よろしくをお願いします。

今いただいた質問について御回答させていただきます。

青木川工区につきまして、R3年の8月からR4年の3月まで、流量計で測定をしていたのですが、異常値が見られました。併せて、この期間、手測りでもトンネル湧水を測定していましたので、この期間については、手測りで測定しているデータのほうを掲載しているという状況です。手測りとこの流量計のデータの相関をお示しするために、R3年の4月からR3年の8月まで、こちらの併記をしまして、手測りと流量計に相関があるということをお示した上で、流量計の異常が見られたR3年の8月以降R4年の3月までを手測りのデータを単発で記載しているという状況です。それを文章にしたのが、この注釈の2という状況です。

富樫委員

實際上、その後もずっと手測りになっているわけですか。

事業者

磯野

(JR東海)

R4年の4月から、この異常に、ここで気づきまして、これで流量計を新しく設置し直していますので、R4年の4月からは、流量計のデータに戻しているという状況です。

富樫委員

流量計の不具合から、その新しい流量計を設置するまでに、どうしてこんなに時間がかかるのかということも問題です。何か理由があるのでしょうか。

事業者

磯野

(JR東海)

確認させていただいてもよろしいでしょうか。

富樫委員

要するに、このグラフを普通に見れば、令和4年の4月から急に湧水量が増えたように見えるわけですが、同じ時期に流量の測り方を変えているということだと、一体、実際の流量の変化がどうだったのかという一番大事なところがよく分からないということになるわけです。これはもう過去のことですので、今からはどうしようもないですが、今後こういうことがないように、もし計器の異常等が出たとすれば、いち早くそれを改善していただかないと困ります。

特に、このように急激に流量が増えて、実際それから少し遅れて水位低下が起こったとすれば、ここで実際に掘削していて、どういう現象があったのかが重要です。何がその原因として考えられるのかという考察なり、そこはどのようにお考えなのでしょうか。

事業者

この辺の湧水のデータにつきましては、非常に重要なデータということは我々も

磯野
(JR東海)

重々承知していますので、今後このような形で、計器の不具合を絶対に起こしませんという話ではないですけれども、そういうものをすぐにキャッチをして対応できるような準備を整える体制をきちんと取っていきたいと思います。よろしくお願いします。

2点目の個人水源の水位の低下と、この流量の状況ですけども、R4年の4月に青木川工区につきましては本工トンネルの掘削に入っています。現場の状況を確認しましても、やはり切羽から水が多くなってきたという状況は見て取れるというところでした。R4年の4月からは、名古屋方の方に本工の掘削をしまして、その2か月後に品川方に来ているという状況です。この個人水源の位置というのが品川方にありまして、本坑の切羽の位置が、この個人水源に近づいてきたことによって、地下水の低下につながった可能性があると考えているところです。

富樫委員

水量の関係は、そういう関係なんだと思いますけども、実際にトンネルを掘っているわけですから、例えば破碎帯に当たったとか、より具体的な説明を加えていただきたい。今後どうするのか、ただ見守るだけでは対応にならないと思いますので、切羽が何が出てきて、湧水が増えるにしても理由があると思いますので、こういう報告に関しては、そういう記載は考えていないということでしょうか。

事業者
磯野
(JR東海)

切羽の状況ですとか、どういうところからどのように水が出てきているのかというところにつきましては、どこまで詳細な情報を、この報告書の中で明記するかというのは、一度持ち帰って検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

富樫委員

この水位観測と流量観測というのは、影響の兆候を捉えるための調査なわけです。実際は、その原因をきちんと押さえた上で、もうこれ以上影響が広がらないように、対策がどう打てるのかといったところまでを検討されて初めて事後調査の意味があるというか、モニタリングの意味があると思います。そのところはできるだけ実態について記載をしていただきたいと思います。

鈴木委員長

よろしくお願いします。
梅崎委員。

梅崎委員

同じようなこととお聞きしようと思っていたのですが、関連してお聞きします。
土質状況がどのくらい分かっているか分かりませんが、トンネルの土被りと、そのときの切羽の状況や土質、それと、この井戸の深さというのをしっかり示していただいて、どういう土質を掘ったときに、どの位の距離でこういうことが起きたのかということも、具体的に示していただければと思います。1つのまとめ方の例ですが、そのぐらいのことは、やはりしっかり示していただければと思います。

事業者
太田垣
(JR東海)

年次報告というのは、事後調査は最終的には工事が完了したときに環境影響評価法の手続としては提出しますけれども、その途中段階、途中段階の結果を年度ごとに取りまとめている段階のものでして、その中でどこまで書けるのかというのは、課題だと思っていますので、持ち帰って検討したいと思います。

梅崎委員

富樫委員が言われたとおり、またここでも起きるなということを予測するためのモニタリングでもありますので、そういう懸念があるとか、もしそういうことが分かれば、それが一番大事なところなので、そういう検討をしていただければということです。

事業者
太田垣
(JR東海)

もう1つ補足させていただきます。年次報告にどこまで書けるのかというのはありますけれども、それとは別に、工事の対応としては、御地元の実際に個人井戸を使われているところの方にもお話を密にさせていただいて、水利用にお困りにならないように対応しながら進めているところです。そこをどこまでお伝えできるのかというのは、また別の話ですけども、そういった対応はきちんと、地域ごとに御地元の方とお話し合いをさせていただきながら進めていますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長

よろしいですか。
質問ですけど、湧水量が多くなってから1年ぐらいずっと多いですけども、最初、切羽で地山を切って、その後水が出たら、工事の概要でもお見せいただきましたけど、段々遮水壁を作っていくような気もするんですけど、それでも水は出るということなのではないのでしょうか。1年間出っぱなしですよ。

事業者
磯野
(JR東海)

トンネル掘削につきましては、最後は覆工、コンクリートを巻くのですが、基本的にはある程度トンネルが進んだ後に、まとめて覆工を巻く計画にしておりますので、現時点で、この青木川工区については、まだ覆工コンクリートは、まだ施工していないという状況です。

鈴木委員長

これは1年間ずっと出っぱなしということなのですね。出てくる場所が分かっているというわけではないのですね。

事業者
磯野
(JR東海)

やはりトンネルを掘って、掘ったときは水は多く出て、時間の経過とともに、その箇所での水の量は基本的に減ってきます。ただし、トンネル自体はどんどん伸ばして掘っていきますので、結果として湧水量としては、この位の値で推移をしているのですが、基本的に掘って水が出たものについて、同じ量がずっと出ているというのではなくて、その箇所、箇所では基本的には少し定常的に落ち着いてくると。それで新しいところを掘ってまた出るところを繰り返しますので、基本的にはトンネルの掘削延長とともに、トンネル湧水量というのは徐々に伸びてくるという傾向を示すものだと考えています。

鈴木委員長

分かりました。この間はずっと湧水が出る地層なんだということなのですね。他に御意見、ございますか。
小澤委員お願いします。

小澤委員

3-5の土壤汚染で言われている内容で、資料2-1で見ると、3-5-7から3-5-11になります。ここで質問するのは、ヒ素が基準超過になっていて、酸性化については、pH3.5という数字から見ると全体として基準超過にはなっていないのですが、ヒ素が基準超過するときに、酸性化の指標のpH3.5は下回らないにしても、その近辺になるような相関関係は全くなかったということでしょうか。もしかすると、例えば、この地点05のところだと、ヒ素の基準超過に対して酸性化のほうの数字が令和4年11月にpH3.6という低い、基準ギリギリの数字になっており、何か相関がありそうな感じもしますが、その辺りはどのように認識をされているのか伺いたいです。

事業者
太田垣
(JR東海)

それぞれのデータは月ごとに取りまとめていますけれども、日ごとのデータの一番大きい値を出しているものですから、個々のところはまた確認してまいりたいと思います。

小澤委員

もし相関があるようなら、両方で警告ではないですけども、そういう利用もできるのではないかと思いますので、また見ていただければと思います。

<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>はい。データを確認してまいりたいと思います。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>それと、六価クロムの検出です。六価クロムは自然界ではほとんどないのではないかと思えるので、以前も確か、六価クロムの検出がある状況については、1つ可能性があるのは、セメントの関係だったと思いますが、これについては、事業者としては、出てくるものはどういう原因か、考えていることはありますでしょうか。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>工事排水を確認していますので、トンネルの湧水に加えて、ヤードの中の排水も踏まえた中での結果ですので、セメントを使っているところであれば、その可能性も十分あるのかなと考えています。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>はい。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>いずれにせよ、水質はきちんと確認をして、基準を上回ったものを排出しないように管理してまいりたいと思います。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>これも例えば排出基準とかを超過しているわけではないので、検出されているというところで、少し気になっているということで、例えばの話、使うセメントについての品質的なチェックは、何かしらの手段でなされているものなのですか。</p>
<p>事業者 太田垣 (JR東海)</p>	<p>各工区、確認をしたいと思います。</p>
<p>小澤委員</p>	<p>もし、セメントの品質について見ているようでしたら、見ていただければいいと思いますし、全くその辺りの指定がないという話になれば、基準は超過していませんけども、検出される以上、少しでも注意を払っていただきたいので、その辺りもまた確認していただければと思います。</p>
<p>鈴木委員長</p>	<p>他にいかがですか。 北原委員お願いします。</p>
<p>北原委員</p>	<p>釜沢水源についてお尋ねしたいのですが、資料2-1の2-1-25ページになります。釜沢水源の水量変動が図示されていますけれども、ここで令和4年度の夏の間には上がっていないですね。ずっと200L/min位のところで変わらないと。その下の図は、すぐ近くの荒川温泉の図ですけども、令和4年度8月期は測定日の1週間前から、まとまった降雨があったとあります。釜沢水源とは、もうすぐ近くですから、同じような雨が合ったかと思うのですが、ピークが全然出ていないということと、全体的にもう低くなってますよね。これは釜沢水源が影響を受けているということをお話しているのではないのでしょうか。</p> <p>なぜ、釜沢水源のところを気にしているかというと、ここは南アルプスでも、いわゆる本体に入るところですね。一番心臓部とも言える石灰岩地帯がある非常に貴重な場所です。動植物でもここにしかないようなものがいっぱいあります。その石灰岩地帯のところ穴を開けて、要は心臓に穴を開けているようなものです。参1-3ページに書いてありますけれども、水が釜沢の非常口施工ヤードで令和4年7月以降、</p>

1,000から1,500m³、毎日出ていると。それから除山のほうも、これは3,000から3,500ぐらい毎日出ていると。これは合計すると1日当たり5,000m³出ているんですよ。5,000m³という、この辺の蒸発散で失われる量を引いて、地下に深層浸透する分が0.5m、500mLあったとすると、面積にして4km²には影響が及ぶわけです。4km²分の蒸発散以外の地下に浸透した水を全部出しちゃってるわけです、5,000m³という。毎日5,000m³です。南アルプスにとっては、これはかなり深刻な問題ですよ。釜沢水源もこうやって減っていると言わざるを得ないです。影響ありなんじゃないでしょうか。

事業者
太田垣
(JR東海)

釜沢水源への影響ですけれども、この事後調査、モニタリングで調べているのに加えて、現地で釜沢非常口を掘ったときの、観測井戸等も設けて現地を確認しながら掘っていったという実績はあります。そういった中で、この地区、釜沢水源というのは大きな地滑り地形の一番下の部分になったところから出てきている湧水と考えていますけれども、トンネルの位置は、岩盤のかなり下のほうなものですから、直接的にはそう影響はないのではないかとはいっていますけれども、ちょっと天候についての御意見をいただきましたので、ここについてちょっと確認したいと思います。

北原委員

先ほどありました個人の井戸についてもそうですけれども、この釜沢水源、やっぱりかなり神経を使っていたかと思いますが、先ほど申し上げましたように、これだけ流水量が莫大な量です。絶対影響があると言わざるを得ないわけですから。

事業者
太田垣
(JR東海)

私も、その釜沢水源につきましては、一番最初の工事を乗り込む前から地元の地区からすごく心配されているということは承知してまして、御地元の皆さんに対して、減水の兆候があった場合には、どういうふうな対応をするのかというのをお話しをさせていただきつつ工事を進めて今おるところです。今実際は出てくる湧水量に対して、利用されている量はわずかなものですから、今のところは水利用に影響は出てないですけれども、万が一影響した場合に備えて、別のところから湧水を引っ張るような計画も、御地元の方と考えつつ工事を進めているところです。

北原委員

これちゃんと分析してください。この影響がないと、これではさらっと書いてある感じがあるわけですが、影響のあるやつは前のほうに出ましたので、個人の井戸について出てきたけど、ここは影響がないとしてデータを並べているわけですが、あるわけですよ。どう見ても。下の図と比べてみてもですね。それで、おまけに5,000m³も毎日出ているのですから、上の部分に影響がないわけじゃないですよ。1日当たり5,000m³出るといって、さっきざっと計算しましたけど、面積にしたら4から5km²分ですよ。そこからの水をみんなトンネルが吸い取っちゃってる形になっているわけです。この量の多さにちょっと気を使わなきゃいけないんじゃないでしょうか。

トンネル流水量と、参考資料の3です。参1-3で、資料2-1のおしまいのほうにありますね。令和4年7月ぐらいから急増しているわけですよ。

事業者
太田垣
(JR東海)

今、先生が仰っているのは、多分、参考資料1-2ページ、1-3ページの辺りのデータ。

北原委員

これです、これ。トンネル湧水量の。
それに、釜沢非常口工事施工ヤードのトンネル湧水量の状況と、その下に渋川非常口の状況が出ています。そこで、合計すると結構な量が出てるわけです。その前のページの除山のほうは、多いときは3,500を超えているようなぐらい出てます。こっこの、すぐ近くの釜沢のほうは、多いときで1,500ぐらい出てるわけですよ。1日当たり、合計5,000になってしまうのですよ。

事業者
太田垣
(JR東海)

私どものこのグラフの数字ですけれども、純粋なこのトンネルの湧水量だけをピックアップできているかというところではなくて、これは工事排水のところでチェックをしているものですから、水を何度も再利用したりとか、トンネルを掘るために水を利用するものですから、その水も含めて、掘削のときに使う水も含めて。

北原委員

だけど急増してるわけですよ。これだけの水が出るということは、すごい量ですよ。まずは、この量の多さにちょっと驚かなくてはいけないのではないのでしょうか。

事業者
太田垣
(JR東海)

先生の仰っているところも、天候、降水量との関係、荒川温泉との関係も踏まえて、データを確認させていただきたいと思います。

北原委員

はい。

事業者
太田垣
(JR東海)

一方で、地元の方、釜沢水源を使われている方にお困りにならないような対応は、きっちりと取りながら工事は進めさせていただいていますので、その点だけは申し上げます。

事業者
熊崎
(JR東海)

今まさにちょっといただいていたところが、この例えば除山ですと注2のほうに記載をしていますが、こちらは本線トンネルの掘削に先立って実施した超長尺ボーリングのほうを開始したというところで、湧水が非常に増加したというところで確認していますので、我々も十分に注意する必要があるというところは認識してまして、周辺の水位等を確認して状況が出てないかというところを見てきたところです。

こちら、他の箇所、先ほど御説明したところは近くの水位が下がっているところもはっきり確認できましたが、周辺のところはまだ影響がなかなか見当たらないというところで、今回結論づけたところですが、今先生からいただくように、一部釜沢水源のところだとかを見ていくと、下がっているんじゃないかという御意見もいただきましたので、そういったところを今後も十分注意深く見ていきたいというところです。

先ほどいただいた荒川温泉と釜沢水源等も、なかなかこれ、どこも同日に調査ができていないものではないものですから、調査の前日だとか、前に多く雨が降るとやはり大きくデータが出たり、また、その降る前に調査をしていると低い数字が出たりとかするものですから、なかなか並べてみたときに、他にも令和2年の数値とか逆に釜沢水源が8月に非常に多く出てるだとか、なかなかちょっとそろってこない部分があるのですが、仰るように大きく水が出ているということは間違いないものですから、そういったところの対応については、しっかりと検討して、十分データも見ながらやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

北原委員

よろしく願いします。これは委員長もそうだし梅崎委員もそうですけれども、前から口を酸っぱくして、自記水位計で水位を測れと言っていましたよね。そうでないと、月に1回測っていただけでは本当に分からないんですよ。そういうことにもなるし、やはり継続して、特にトンネル掘削がそこら辺に進むときには、注意深くトンネルの影響を調べるために自記水位計で測るとか、もっと水位の観測をまめにするなどの努力があってもいいのではないのでしょうか。

事業者
太田垣
(JR東海)

御意見ありがとうございます。私も今の仕事をする前に、3年間大鹿の工事に携わらせていただきましたけれども、釜沢水源自体は湧水であり、なかなかそれ自体を自記水位計でというわけにはいかないものですから、少し深い観測井戸と浅い観測井戸と、釜沢の斜坑を掘るところに造りまして、そこには自記水位計を入れて、変動を見

ながら工事を進めていました。そこをどこまでこの年次報告の中で御説明するのは議論が必要ですが、現地の対応としては、そういった自記水位計で水位を観測しながらトンネルを進めているところは事実です。

北原委員

でしたら、その資料も、どこかで非公開でいいですから見せていただきたいものですね。

事業者
太田垣
(JR東海)

かしこまりました。

鈴木委員長

ぜひよろしくをお願いします。他にいかがですか。
富樫委員。

富樫委員

今の質疑の中で、やはりトンネル湧水量は非常に大事なデータですから、正確なデータを示してください。これは影響を見るためですから、そこを優先していただきたいと思います。その水を現場で再利用するなり、それはいいですけども、再利用しているから正確な数字ではないと言われてしまうと、我々は一体何を見たらいいのかということになってしまいます。

それともう1点が、釜沢水源は利用している人がそれほど多くないから今のところ影響はないというような説明でしたが、そういう話ではなくて、北原委員が指摘しているのは、釜沢水源の湧水量に影響が出ているということは、生態系を含めた周辺環境に大きな影響を与えているのではないかという懸念です。そのことを問題にしているので、決して釜沢水源を使っている人に今のところ影響はないから大丈夫という説明で済む話ではないということを確認していただきたいと思います。

事業者
太田垣
(JR東海)

仰ることはよく分かりますので、いろんな形で水の調査をしていますので、引き続き対応してまいりたいと思います。

富樫委員

はい。

鈴木委員長

はい。他にございますか。
梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

繰り返しになりますけども、要は事業者としても、トンネルの影響かどうかということをしっかり説明されるということのためのモニタリングでしようから、少し他と違う値が出たときには、モニタリングのデータだけではなくて、その検討の資料を作っていたきたいということです。その解釈について、この委員会で議論をして、もう少し中身を詰めていきたいということを改めてお願いしておきます。そのためには、先ほど言ったトンネルの位置とか降水量ですとか、考えられるようなことを並べて、事業者としての考え方を述べていただければと思います。

鈴木委員長

よろしいですか。

これ、前にも降水量と比較した図もあったような気がするのですが、どこだったかは覚えてませんが、水の議論をするときには、やはり比較に必要なデータをきちんと揃えていただいて御説明いただければと思いますけども、よろしいですか。

事業者

御要望というか、そのように御指導をいただいた中で、私ども会社の中で議論し

太田垣 (JR東海)	て、できる限りのデータをお示しできるように、引き続き検討してまいりたいと思います。
鈴木委員長	他に何かございますか。 小澤委員お願いします。
小澤委員	要対策土と言いますか、その発生土置き場に関してのことで御質問させていただきたいのですが、資料2-1の参の1-8のところ、発生土の仮置き場で、いわゆる要対策土と思います。
事務局 中島 (県環境政策課)	参考資料とは別に、資料2-1の後半部分が参考資料というタイトルになっていて、資料2-1の最後のほうにあります。
小澤委員	そこで、ここで書いてあるところの区分土という、先ほどの議論をちょっと除いて、その区分土というのが置いてある場所が、現状ですと大鹿村の仮置き場B、大鹿村仮置き場E、そして坂島の仮置き場ということになっていて、この大鹿村のBとEというのが、同じくらいの量が置かれているのでしょうか。
事業者 太田垣 (JR東海)	表の参考の1-3の土量で、これ仮置き場に存置している土量ということで、BとEを合わせて11万置いていますけれども、そのうち区分土については全部Eのほうに置いてあります。Bは普通の仮置き場でして、Eのほうが区分土の置き場になります。ちょっと表記が分かりづらいですけども。
小澤委員	分かりました。質問したかったのは、これがBにも置いてあるとすると、Bのものは地下水のモニタリングをしてないのではないかというように見えたので、置いているとすれば、地下水のモニタリングは必要ではないかと思ったのですが、Bには置いてないということですね。
事業者 太田垣 (JR東海)	はい。分かりづらくて申し訳ありません。BとEのうち、区分土を置いているのはEのみです。
小澤委員	だけですか。
事業者 太田垣 (JR東海)	はい。
小澤委員	分かりました。
鈴木委員長	他はいかがでしょうか。 リモートの委員の皆様、何かございませんか。 会場の皆さん、何かございますか。 なければ、議事2については審議はここまでとさせていただければと思います。よろしいでしょうか。 では、今日はどうもありがとうございました。 次に、今後の審議予定ですが、事務局からお願いします。

事務局
中島
(県環境政策課)

今後の審議予定ですが、次回は1月に県庁で開催したいと存じます。開催時間等が決まり次第、ご連絡致しますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご対応お願い申し上げます。

なお、本日審議いただきました事業について、追加のご意見等ございましたら、11月30日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。以上です。

鈴木委員長

ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。

他にご発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力ありがとうございました。

事務局
伊東
(県環境政策課)

本日の技術委員会をこれで終了します。

ありがとうございました。